

譲渡誓約書

私は、Miaouから猫の譲渡を受けるにあたり、次のことを守ることを誓約します。

猫の名前		性別	オス ・ メス
毛色・特徴		生年月日	年 月 日ごろ

飼い方

- 「動物の愛護及び管理に関する法律」や条例などの法令を守り、譲り受けた猫を、飼い主の責任で、命を終えるまで適切に飼います（終生飼養）。
- 猫の本能や習性を理解して適切に世話をし、ほかの人に迷惑をかけないように飼います。
- 猫をほかの人に販売することを目的に申し込んではいません。
- 猫は完全に室内で飼い、外には出しません。窓や玄関の脱走対策をします。いなくなった場合は、すぐにMiaouに連絡します。

健康

- 猫が子猫の場合は適切な時期に、成猫の場合は譲渡後おおむね6か月以内に、不妊・去勢手術をします。手術をしたら、病院の領収書などの写しをMiaouに送ります。
※すでに手術済みの猫は除きます。
- ワクチンや健康診断を受けさせ、病気やけがのときは動物病院で治療を受けさせます。

譲渡後の確認と連絡

- 譲渡後、Miaouが行う飼育状況の確認に協力します。
※譲渡後1年間、2か月に1回、写真を5枚ほど送ります（全6回・計30枚ほど）。
※写真の送付や連絡がとれなくなった場合、または飼育状況が悪化していると判断された場合は、家庭訪問による確認に同意します。
- 住所・電話番号・メールアドレスが変わったときは、Miaouに知らせます。

飼えなくなったとき・返還

- 飼い主の都合で猫を返すことはしません。病気やけが、治療費、体が大きくなった、などの理由でも同じです。
※家族に重いアレルギーが出たなど、どうしても飼えない事情があるときは、ほかの人に譲らず、早めにMiaouに相談します。
※Miaouが引き取るときは、その後の世話にかかる実費（ごはん代・医療費など）を負担します。費用の中身・期間・金額は、引き取るときに書面で決めます。
- 次の場合は、Miaouの求めに応じて猫を返します。
※申請や本人確認に、大事な点でうそがあった場合
※虐待や、世話をしないなど、猫の健康や安全が守られていない場合
※完全室内飼いや不妊手術など、この誓約書の大事な約束を守らず、話し合っても改めない場合
- 元の飼い主だと名乗る人が現れた場合は、Miaouが、本当にその猫か、どういういきさつかを確かめたうえで、飼い主と相談して対応します。

写真・動画

- 譲渡前にMiaouが撮った猫の写真や動画などの権利は、Miaouにあります。
- 譲渡後に送る写真（7番の30枚）の著作権は、Miaouに譲ります。Miaouは、応援してくださる皆様に猫の元気な姿をお届けするため、会員制のオンラインサロン、YouTube・ホームページでのご報告、カレンダーやグッズなどに、この写真を使うことがあります。その場合も、著作者としての権利は主張しません。

※使うのは猫の写真としてです。人が写っているところや、住所が分かるものは使いません。

譲渡後の責任

14. 譲渡後は、猫の飼い主として責任を持ちます。爪とぎ・トイレの失敗・いたずらなどで、家具や壁、物を壊したり汚したりすることや、環境の変化やストレスなどで体調が変化することは、猫と暮らすうえで起こりうることで

す。これらについて、Miaouに弁償を求めません。
※ただし、この項目は、Miaouが法令上負う責任まで免除するものではありません。たとえば、Miaouが猫の健康状態などについてうその説明をした場合は、法律上の責任を負います。

私は、自分の意思でこの誓約書に署名し、
飼い主としての責任を果たすことを誓います。

住所	〒	
氏名	(自署)	印
電話番号		

本人確認（Miaou記入） 確認した書類：☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ マイナンバーカード（表面の写し） ☐ 住民票
番号（運転免許証・運転経歴証明書）：_____ 確認日： 年 月 日 確認者：_____
※コピーはとりません。マイナンバーカードは表面だけ写真を撮り、印刷して譲渡台帳に保管します（個人番号は控えません）。住民票は個人番号・住民票コードの記載がないもので、名前・住所・生年月日を控えてお返しします。

Miaou（第二種動物取扱業・姫路市に届出）